

令和3年5月10日開催

第2回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第2回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年5月10日(月)

2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
閉 刻 14時10分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 15人

|         |     |       |    |
|---------|-----|-------|----|
| 会 長     | 18番 | 新国    | 純一 |
| 会長職務代理者 | 17番 | 石丸    | 博雄 |
| 委 員     | 1番  | 梶田    | 政實 |
| 委 員     | 4番  | 笹原    | 仁  |
| 委 員     | 5番  | 西     | 美紀 |
| 委 員     | 6番  | 菅井    | 美德 |
| 委 員     | 7番  | 林     | 秀和 |
| 委 員     | 8番  | 鈴木    | 和弘 |
| 委 員     | 9番  | 岡田    | 一司 |
| 委 員     | 10番 | 石山    | 幸一 |
| 委 員     | 11番 | 大河原   | 正一 |
| 委 員     | 12番 | 大村    | 明  |
| 委 員     | 13番 | 須藤    | 智弘 |
| 委 員     | 15番 | 原田喜一郎 |    |
| 委 員     | 16番 | 早川    | 剛司 |

5. 欠席委員 3人

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 委 員 | 2番  | 佐藤 | 克哉 |
| 委 員 | 3番  | 菅井 | 誠  |
| 委 員 | 14番 | 西原 | 弘子 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 委 員 | 7番  | 林  | 秀和 |
| 委 員 | 16番 | 早川 | 剛司 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 現況証明願いについて

## 7. 出席農業委員会事務局職員

|             |       |
|-------------|-------|
| 事務局 長       | 広瀬 淳次 |
| 農地・農業振興担当係長 | 原 吉生  |
| 農地・農業振興担当係長 | 大久保 元 |
| 農地・農業振興担当係長 | 森谷 智之 |
| 農地・農業振興担当主任 | 加藤 一実 |

## 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和3年度第2回（R3.5.10）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、7番 林委員、16番 早川委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

### ◆諸般の報告

1. R3.4.6（火）13：30～  
第1回農業委員会総会
2. R3.4.7（水）10：00～  
令和3年度遠軽町農業担い手対策協議会総会  
新国会長、広瀬事務局長出席
3. R3.4.8（木）13：00～  
第100回オホーツク農業委員会連合会通常総会【紋別市】  
新国会長、広瀬事務局長出席
4. R3.4.27（火）13：00～  
令和3年度遠軽町農業再生協議会総会及び遠軽町農業推進協議会総会  
新国会長、広瀬事務局長出席

### ◆今後の予定

1. R3.5.25（火）  
令和3年度全国農業委員会会長大会  
コロナによりWEB配信
2. R3.5.下旬  
農業者年金業務新任職員研修会【札幌市】  
コロナにより中止

3. R3.6.4(金)13:30～  
第3回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
　　　　(質疑なしの声)

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　　それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

　　事務局から、議案を説明させます。  
　　　　(事務局　議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
　　議案書をご覧ください。

その1

1　通知者の住所氏名

　　賃貸人－紋別郡遠軽町●●●  
　　　　　●●　●●

　　賃借人－紋別郡遠軽町●●●  
　　　　　●●　●●

2　通知の土地

　　所在「遠軽町●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿及び  
　　現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「3筆合計　38,372」

3　通知の理由

　　平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4　解約の種類

　　合意解約

　　　　(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 　本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

　　以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号その1についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の3件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号14から整理番号15までは、賃貸借でございます。  
整理番号14、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、原野、田、現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「23,628」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.6.1」・終期「R8.5.31」・期間「5年」金額(円)「年50,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号15、所在「●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m<sup>2</sup>)「3筆合計 38,372」・貸主「●●●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.5.17」・終期「R8.5.16」・期間「5年」・金額(円)「年140,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」  
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号16につきましては、所有権移転でございます。

整理番号16、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「40,878」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.5.17」・支払期限「R3.9.30」・金額（円）「全筆1,000,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先日の第11回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「整理番号14」についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号15」についての質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：41～13：41）

議 長 再開します。  
これより、議案第2号「整理番号15」についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号15」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:43~13:43)

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「整理番号15」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第2号「整理番号16」についての質疑を行います。「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:44~13:44)

議長 再開します。  
これより、議案第2号「整理番号16」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。  
議案第2号「整理番号16」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:46~13:46)

議長 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第2号「整理番号16」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●



2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿は畑、  
田、現況は畑」・面積（㎡）「9筆合計61,708」

3 あっせん申出の内容  
売買  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ  
んか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第3号のあっせん委員については、8番 鈴木委員、  
10番 石山委員を指名します。

各委員は、よろしくお願いします。

次に、議案第7号「現況証明願いについて」の6件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号1、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・  
現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「347」・申請者「遠軽町●  
●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井（美）委  
員、8番鈴木委員、10番石山委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の  
第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回  
地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井（美）委員、8番鈴木委員、  
10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変



更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号2、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 884」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号3、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「2筆合計 1,979」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、10番石山委員、17番石丸委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、10番石山委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号4、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「396」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号5、所在「遠軽町●●●、遠軽町●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿一畑、田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「8筆合計57,821」・申請者「旭川市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「7番林委員、9番岡田委員、17番石丸委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、南町2丁目については農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっており、また白竜については現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、7番林委員、9番岡田委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号6、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「5筆合計132」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「4番笹原委員、5番西委員、17番石丸委員」  
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、4番笹原委員、5番西委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。

これをもちまして、令和3年度第2回農業委員会総会を閉会します。